

社団法人鳥取県バス協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、社団法人鳥取県バス協会という。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、事務所を鳥取市に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の経営基盤の強化を図るとともに利用者に対するサービスの改善を促進することによってこれら事業の発展を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 旅客自動車運送事業の調査研究及び知識の普及並びに業務の指導
- (2) バス施設等の整備に対する助成及び旅客の利便の増進を図るための事業
- (3) バス事業の経営基盤の安定を確保するための事業を行う一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の全国団体に対する出捐
- (4) 法令及び税制に関する調査研究
- (5) 運賃の適正化に関する調査研究
- (6) 輸送施設に関する調査研究
- (7) 労務に関する調査研究及び指導
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別等)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費の納入等)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより、会費を納めなければならない。

2 既納の会費は返還しないものとする。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 本会が解散したとき

(退 会)

第9条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が、次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって除名することができる。

- (1) 本会の名誉を汚し、又は信用を失なうような行為があったとき
- (2) 定款又は総会の決議を無視する行為があったとき

(3) 著しく会費等を滞納したとき。

(権利の喪失)

第11条 退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納入した会費その他本会の資産に対して、何等の請求をすることができない。

第3章 役員等

(役員)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----------------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 専務理事 | 1名 |
| (4) 理事 | 6名以内(会長、副会長及び専務理事を含む) |
| (5) 監事 | 2名 |

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会において会員のうちから選任する。ただし総会で必要と認めるときは、会員以外から1名以内を選任することができる。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選とする。

(役員職務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときは、その職務を行う。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本会の会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代行し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行う。

4 理事は、理事会を組織して会務を執行する。

5 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし再任することができる。

2 補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行なうものとする。

(役員解任)

第16条 役員が、次の各号の一に該当するときは、総会においてその役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第17条 役員は、すべて無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 常勤の役員は、報酬は、理事会の議決を得て、会長が定める。

(顧問)

第18条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者のうちから会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 会 議

(種別)

第19条 会議は、総会及び理事会とする。

2 会議は、会長が招集する。

3 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(総 会)

第20条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後3月以内に招集する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき招集する。
- 4 会長は、総会員の3分の1以上から又は監事から会議の目的である事項を示して臨時総会の請求があったときは、その請求があった日から14日以内に招集しなければならない。

(総会の招集)

第21条 総会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の7日前までに会員に通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他の重要事項

(総会の定足数等)

第23条 会員は、それぞれ一個の表決権を有する。

- 2 総会は、会員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 3 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって表決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第24条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席会員に表決権の行使を委任することができる。

この場合には、その会員は、出席したものとみなす。

(議 事 録)

第25条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席会員2名以上がこれに署名押印するものとする。

(1) 会議の目的である事項、日時及び場所

(2) 会員数及び出席者数

(3) 議事の経過の概要及びその結果

3 前項の議事録は、事務所に備え付けて置かなければならない。

(理 事 会)

第26条 理事会は、理事をもって構成し、会長が必要と認めたとき招集する。

(理事会の議決事項)

第27条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 会務の執行に関する事項

(2) 総会に提出する議案

(3) 総会によって委任された事項

(4) 総会を開くいとまがない場合における緊急事項

(5) その他重要事項

2 前項第4号の議決事項は、次の総会において承認を得なければならない。

(規定の準用)

第28条 第23条から第25条までの規定は、理事会に準用する。

第5章 専 門 委 員 会

(専門委員会)

第29条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を得て専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第6章 事務局

(事務局)

第30条 本会に、事務局を置く。

- 2 事務局に関する規程は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の構成)

第32条 本会の資産は、会費及び地方公共団体からの交付金（以下「交付金」という）並びにその他の収入から成るものとする。

(基金)

第32条の2 本会の資産のうち、次に掲げるものを基金とすることができる。

- (1) 交付金の一部
- (2) 理事会において基金に繰り入れることを議決した財産

(資産の管理)

第33条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会議決を得て、会長が別に定める。

ただし基金は次のいずれかの方法により会長が管理する。

- (1) 国債証券、地方債証券、政府保証債証券又は金融債証券の保有
- (2) 信託業務を行う銀行への金銭信託又は金融機関への預託

(交付金の使途)

第34条 交付金は、第4条第2号及び第3号の事業のために使用するものとする。

(基金の処分)

第34条の2 基金の処分は本会の目的遂行上やむをえない理由がある場合に限り
総会の議決を経た後、中国運輸局長の承認を受けて行うものとする。

(区分経理)

第35条 本会は、基金及び基金以外の交付金に係る会計については、経理を区分
して整理するものとする。

(経費の支弁等)

第36条 本会の経費は資産をもって支弁する。

- 2 毎事業年度の決算において剰余金を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(会計書類等)

第37条 会長は、毎事業年度終了とともに、次の書類を作成し、通常総会開催の
7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支に関する決算書類

(3) 財産目録

(4) その他必要な附属書類

- 2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成し
て会長に提出しなければならない。

- 3 会長は、前項の書類及び報告書について、総会の承認を得た後、これを事務
所に備え付けて置かなければならない。

(予算等の承認)

第38条 本会は、毎事業年度、交付金に係る収支予算、事業計画及び資金計画を
作成し、遅滞なく中国運輸局長の承認を受けるものとする。これを変更しようと
するときも、同様とする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会において出席会員の3分の2以上の議決を得、かつ、中国運輸局長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第40条 本会は、総会において出席会員の3分の2以上の議決を得、かつ、中国運輸局長の認可を受けなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第41条 本会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において出席会員の3分の2以上の議決を得、かつ、中国運輸局長の許可を受けて本会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第9章 雑 則

(細 則)

第42条 この定款に定めるもののほか、本会の事業の運営上必要な細則は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

1. この定款は、広島陸運局長の許可をうけて社団法人設立の登記をした日から実施する。(昭和51年7月26日)
2. 本会の設立により、鳥取県バス協会の会員及び一切の資産は、本会が継承する。
3. 本会の設立当初の総会は、設立総会をもってこれに代えるものとする。
4. 本会設立当初の事業年度は、第31条の規定にかかわらず、設立の日に始まり昭和52年3月31日に終わるものとする。
5. 本会設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、設立総会において選任された者とする。

6. 本会設立当初の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず、設立後最初の総
会までとする。

附 則

昭和52年1月12日一部改正して施行する。

附 則

平成 3年7月 8日一部改正して施行する。

附 則